

衛星設備更新委託業務
仕様書

令和8年6月
前橋市

目次

第1章総則	
1 件名	3
2 履行期間	3
3 履行場所	3
4 目的	3
5 契約範囲	3
6 法令の遵守	3
7 官公庁等への諸手続き	3
8 仕様変更等	4
9 検収	4
10 保証期間	4
11 提出書類	4
12 支払い条件	4
13 その他	5
第2章システム仕様	
1 衛星設備（第3世代化）	6
第3章設置仕様	
1 適用範囲	7
2 機器設置箇所	7
3 設置作業範囲	7
4 適用規格	7
5 作業方法	7
6 保護及び危険防止等	7
7 銘板表示等	7
8 仮設及び移設	7
9 撤去	7
10 総合試験	8

第1章 総則

1 件名

衛星設備更新委託業務

2 履行期間

令和8年6月12日から令和10年3月31日まで（令和9年度末まで）

3 履行場所

前橋市朝日町四丁目22-2 前橋市消防局

4 目的

本業務は、既設の衛星通信設備（地球局）を LASCOM 第3世代網に対応した設備（VSAT 局）へ更新し、共用網を用いた音声・データ・映像の送受信を可能とすることで、災害時を含む高信頼な通信連携基盤を確保することを目的とする。

5 契約範囲

本仕様書は、前橋市（以下「本市」という。）が発注する「衛星設備更新委託業務」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めたものである。

なお、機器仕様・接続要件・設置要件等の詳細は、別添「衛星設備更新委託業務 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に定める。

本業務は、特記仕様書に定める LASCOM 指定の機器一式の更新（既設撤去を含む。）、配線・設定・調整、試験、運用切替及び成果品提出を行うものである。

また、LASCOM 及び関係機関との調整（接続要件、開設手続、工事設計認証に係る事項等）を要するため、受注者は本市と連携し必要な協議・手続きを実施すること。

さらに、本業務に関連して新たに構築する「県専用網」について、県側のシステム改修及び当該改修に必要となるルーター等の調達・設定は、本市が別途発注し、設定まで完了した県専用網ルーターを受注者へ提供する。受注者は当該専用網ルーターを本業務の第3世代化システムへ接続し、疎通確認等の接続確認を実施すること。

6 法令の遵守

- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・電波法
- ・電気通信設備技術基準
- ・その他関係法令、規格等
- ・LASCOM 第3世代網機器標準規格書集
- ・開設・運用ガイドライン

7 官公庁等への諸手続き

LASCOM 及び関係機関との調整（接続要件、開設手続、工事設計認証に係る事項等）を要するため、受注者は本市と連携し必要な協議・手続きを実施すること。

8 仕様変更等

本仕様に記載されていない事項については、本市担当者と協議のうえ決定する。本仕様書の記載事項について疑義が生じた場合は、本市及び受注者で協議して定めるものとし、軽微なものについては本市担当者の指示に従うものとする。

9 検収

契約完了は、総合試験を実施し送信及び受信の双方が合格したのものとする。

業務完了時は、業務完了報告書を提出するものとし、総合試験の試験成績書（送受信試験結果を含む。）及び必要な成果品を添付すること。

10 保証期間

瑕疵担保期間は本業務終了後2年間とし、この期間中に生じた故障で受注者の責任と見なされるものについては速やかに無償で復旧すること。

なお、次の場合は適用除外とする。

- (1) 発注者又は第三者による不適正な取扱いに起因する故障及び損傷
- (2) 発注者又は第三者による使用上の誤り又は不当な改造・修理による故障及び損傷
- (3) 天災地変などの外部要因に起因する故障及び損傷

11 提出書類

- (1) 契約後、遅滞なく提出を必要とする書類等
 - ア. 業務計画書
 - イ. 主任技術者届
 - ウ. 工程表
 - エ. その他本市が必要とする書類
- (2) 契約期間中に提出を必要とする書類等
 - ア. 機器承認図（カタログ等）
 - イ. 配線図・ラック実装図・接地図
 - ウ. 試験計画書
 - エ. 切替計画書
 - オ. その他本市が必要とする書類
- (3) 業務完了時に提出を必要とする書類等
 - ア. 業務完了報告書
 - イ. 試験成績書（総合試験：送受信試験結果を含む。）
 - ウ. ネットワーク構成図、配線図、ラック実装図、機器一覧（完成図書）
 - エ. ネットワーク設定仕様（設定値一覧、バックアップ・復旧手順）
 - オ. 取扱説明書
 - カ. 上記の編集可能ファイル又はPDF ファイルを収録した電子媒体
 - キ. その他本市が必要とする書類

12 支払い条件

受注者は、業務完了報告書による本市の完了検査に合格した後、委託料の支払いを請求することができる。

本市は、上記の規定による請求があったときは、適式な請求書を受領した日から起算して30日以内に、受注者指定の金融機関に口座振替により委託料を支払う。

13 その他

- (1) 本仕様に記載されていない事項については、本市担当者と協議のうえ決定する。
- (2) 本仕様書の記載事項について疑義が生じた場合は、本市及び受注者で協議して定めるものとし、軽微なものについては本市担当者の指示に従うものとする。
- (3) 契約保証金の取扱いは、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第22条の規定による。ただし、同規則に定める免除要件に該当し、本市が承認した場合は契約保証金を免除する。
- (4) 受注者は業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。契約終了後も同様とする。
- (5) 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定に基づく債務負担行為による契約である。

第2章 システム仕様

1 衛星設備（第3世代化）

(1) 概要

本業務は、特記仕様書に定める LASCOM 指定の機器一式の更新（既設撤去を含む。）、配線・設定・調整、試験、運用切替及び成果品提出を行うものである。

なお、LASCOM 及び関係機関との調整（接続要件、開設手続、工事設計認証に係る事項等）を要するため、受注者は本市と連携し必要な協議・手続きを実施すること。

また、本業務に関連して新たに構築する「県専用網」について、県側のシステム改修及び当該改修に必要となるルーター等の調達・設定は、本市が別途発注し、設定まで完了した県専用網ルーターを受注者へ提供する。受注者は当該専用網ルーターを本業務の第3世代化システムへ接続し、疎通確認等の接続確認を実施すること。

なお、別発注ベンダーの立会いが必要となる場合は、本市において別途協議・調整するものとし、本業務の必須要件とはしない。

(2) 業務内容

- ア. 事前調査（現地確認、既設設備・配線・電源・接地・設置スペースの確認）
- イ. 基本・詳細設計（構成、配線、電源・接地、切替手順、試験計画）
- ウ. LASCOM 及び関係機関との調整（接続要件、開設手続、工事設計認証等）
- エ. 機器調達・搬入（新品・正規品、必要なライセンス/保証を含む。）
- オ. 既設設備の撤去・搬出・廃棄（関係法令及び本市の指示に従う。）
- カ. 機器据付・配線（電源線・接地線・同軸・LAN 等。養生を含む。）
- キ. 設定・調整（IDU、スイッチ、VoIP、映像系等の設定、時刻同期、ログ取得設定、セキュリティ設定）
- ク. 県専用網ルーター接続（本市提供の設定済みルーターを第3世代化システムへ接続し、疎通確認等を実施）
- ケ. 単体・結合・総合試験（送受信試験を含む。試験項目・判定基準は試験計画書に定め、本市の承認を得る）
- コ. 運用切替（停止時間の最小化、必要に応じ切戻し手順を含む）
- サ. 操作説明・教育（運用担当者向け）
- シ. 成果品の提出（図面、設定仕様、試験成績、取扱説明書等）

第3章 設置仕様

1 適用範囲

本仕様はシステムの据付配線設置等に適用するものとし、周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て本市の承諾を得ること。

2 機器設置箇所

各機器の設置箇所については、詳細を本市及び関係者と協議のうえ決定とすること。

3 設置作業範囲

- (1) 納入機器の機器据付及び既設機器撤去
- (2) 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続
- (3) 機器相互間のケーブル布設接続
- (4) 試験及び上記各項関連作業

4 適用規格

- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・電波法
- ・電気通信設備技術基準
- ・その他関係法令・規格等
- ・LASCOM 第3世代網機器標準規格書集
- ・開設・運用ガイドライン

5 作業方法

本仕様に記載されていない事項は、本市に報告し協議の上その指示に従い作業すること。

6 保護及び危険防止等

作業にあたり適切な保護及び養生を行い、事故発生時は直ちに本市へ報告し指示を受けること。

7 銘板表示等

各装置に品目、型式、製造番号、製造年月及び製造会社を表示すること。

8 仮設及び移設

既設の設備が配置上支障となる場合は本市に確認のうえ、適当な場所に仮設又は移設をすること。

9 撤去

既設機器、不要配線材料等を撤去すること。撤去時期、範囲等については本市の指示を受けること。

10 総合試験

据付調整完了後、各種機能試験等を実施すること。

契約完了は、総合試験を実施し送信及び受信の双方が合格したものとする。

【問い合わせ先】

前橋市消防局通信指令課 管理係 担当：丸岡・齊川

電話：027-220-4515 FAX：027-220-4528